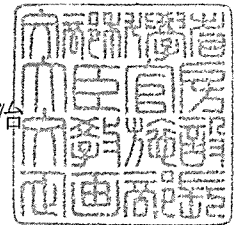




29文科施第295号
平成30年1月23日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長 殿
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下 治



(印影印刷)

学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況 フォローアップ調査等の結果について（通知）

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成29年10月1日時点の学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態及び対策の進捗状況について、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）」（平成29年9月22日付け29文科施第185号）により依頼していたところです。

このたび、別添1のとおり上記調査等の結果を取りまとめ、公表しましたので通知します。

本調査等の結果、使用実態調査が未完了の機関が4機関、調査区分「④」（ばく露のおそれのある室等）を保有する機関が5機関となり、年々減少している状況にあります。また、これらに該当する機関及び調査区分「③」（ばく露のおそれがないが、未措置である室等）を保有している機関については下記1.を参照の上、早急に必要な対応を講じようお願いします。

また、建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されていることから、各機関においては、引き続き当該部分の適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令及び下記に基づいた適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事部局においては所轄の学校及び学校法人等に対し、別表を参照の上、周知徹底するとともに、適切な対策がなされるよう指導願います。

記

1. 調査結果について

(1) 使用実態調査が未完了の場合

- ・使用実態調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも調査の早期完了に取り組むこと。

- ・上記機関を所轄している都道府県知事部局においては、引き続きアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の処置状況に加え、使用実態調査未完了機関に関する情報についても、ホームページ等を活用した公表について検討すること。

(2) 調査区分「④」(ばく露のおそれのある室等)を保有する機関

- ・既に使用禁止等の応急処置を実施済みとの報告がなされているところであるが、早急に対策工事を完了すること。
- ・ばく露のおそれのある室等に臨時に職員等を出入りさせる必要があるときは呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。
(別添2 1. を併せて参照すること。)

(3) 調査区分「③」(ばく露のおそれがないが、未措置である室等)を保有する機関

- ・経年による劣化、損傷等により将来的に飛散する可能性があるため、計画的に除去等の対策工事を講じること。また、利用者等に対して吹き付けアスベスト等の使用箇所を周知するとともに、表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うこと。
(別添2 2. を併せて参照すること。)

(4) 新たに未措置のアスベストが確認された場合

- ・新たに未措置のアスベストが確認された場合は、その損傷、劣化等の状況を把握し、必要に応じて使用禁止等の応急処置を速やかに実施すること。また、既に確認しているものを含め、早急に対策工事を完了すること。

(5) 情報の保存・公表

- ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底すること。また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておくこと。
- ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討すること。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、アスベストの存在とその状態、立入禁止等の処置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行うこと。

2. アスベスト対策について

- ・アスベスト対策工事については、別添3を参照の上、国の財政支援制度の活用を検討すること。
- ・アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整の上、適切に対応すること。
- ・建物の解体工事等の実施に当たっては、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト(石綿)対策について(周知)」(平成26年6月20日26施企第6号)及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.11版]」(平成29年11月厚生労働省)※1も参照すること。また、吹き付けアスベスト等や石綿含有保温材等の使用実態調査等の事前調査結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう努めること。これらの調査で確認できない部分に石綿含有建材が使用されている可能性もあるため、措置済み状態又は石綿不使用とされた機関においても、慎重に対応すること。

3. 災害時における対応について(平成23年3月24日文部科学省事務連絡参照)

- ・災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認すること。

- ・上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。
- ・確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月環境省）※2及び同概要版（平成29年9月環境省）※3を参考に、速やかに立入禁止処置を講ずるとともに飛散防止のための応急処置を講じること。
- ・アスベストが使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月環境省）※4により、適切に対応すること。

4. その他の留意事項

(1) 煙突用断熱材への対応について

- ・石綿含有保温材等（石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材）については、平成26年3月の石綿障害予防規則の改正により、新たに同規則第10条の規制対象となったことから、平成26年度より使用状況調査を実施しているところ。特に煙突に使用されている断熱材については、建材の劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維を大気中に発散させる、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管から排出される、剥落して最下の掃除口に堆積した石綿が含有している断熱材等を灰と誤って一般のゴミとして廃棄されるといった例もあることから、特に注意すること。また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日厚生労働省通知）※5も参照すること。

(2) 非飛散性アスベスト含有成形板への対応について

- ・アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため非飛散性アスベスト含有成形板（アスベストを含有するボード類、床材、煙突（円筒）等）は調査対象外としているが、これらについてもその状態について点検・維持管理を行うこと。
- ・非飛散性アスベスト含有成形板の除去については、「非飛散性アスベスト含有成形板の除去に係る留意事項について」（平成22年12月27日文部科学省事務連絡）、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」（平成27年11月17日厚生労働省通知）※6を参照すること。

(3) 石綿含有建築用仕上塗材への対応について

- ・学校施設等の外装や内装の仕上材として使用されている建築用仕上塗材には、石綿が含有されている場合もある。石綿が含有されている建築用仕上塗材部分の改修工事や取壊し工事を行う場合は、工事場所を所管する行政機関に相談するなどして適切に対応すること。なお、石綿含有建築用仕上塗材の取扱いについては、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日環境省通知）及び「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」（平成29年5月31日厚生労働省通知）を参照すること。

(4) 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

- ・石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（平成23年1月27日厚生労働省通知）※7を参照し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知別添2の記2～4に十分留意すること。
- ・なお、石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置については既に終了しており、平成24年3月1日以降は、製造等は全面禁止※8となっているので注意すること。

(参考)

- ※1 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.11版]」(平成29年11月厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeniseibu/0000185612.pdf>
- ※2 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成29年9月環境省)
http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html
- ※3 「「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」概要版」(平成29年9月環境省)
http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manu/rev2017_gaiyouban.pdf
- ※4 「廃石綿が混入した災害廃棄物について」(平成23年3月環境省)
http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf
- ※5 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」
(平成24年9月13日厚生労働省通知)
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0913-01.pdf
- ※6 「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」
(平成27年11月17日厚生労働省通知)
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/151126_1.pdf
- ※7 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」
(平成23年1月27日厚生労働省通知)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001146w.html>
- ※8 「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」
(平成24年1月25日厚生労働省通知)
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125_0125-9.pdf
- 建築物石綿含有建材調査者制度について(国土交通省ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html
- 一般社団法人日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報」
<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>
- 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」
(平成28年4月28日)(日本建築仕上材工業会ホームページ)
<http://www.nsk-web.org/as/as20160613.pdf>
- 文部科学省におけるアスベスト対策への取組
<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

(注) 下線のマニュアル等については、調査依頼の通知文(平成29年9月22日付け29文科施第185号)から更新されている。

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課

指導第二係 扇谷、福島

電話：03-5253-4111(内線2292)

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

学校施設等における吹き付けアスベスト等の 対策状況フォローアップ調査等の結果について

1. 経緯

- 文部科学省では、児童生徒等の安全対策に万全を期すために、平成17年度から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、毎年度フォローアップ調査を実施している。

2. 調査概要

(1) 調査内容

平成29年10月1日時点の使用実態及び対策の進捗状況について、フォローアップ調査を実施。

(2) 調査対象機関

国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、大学共同利用機関法人、文部科学省が所管する独立行政法人・国立研究開発法人及び共済組合類型の法人等（126，826機関）のうち、以下の機関。

- ・ 前回調査で調査未完了の機関及び前回調査で措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（調査区分③、④※）を保有する機関
- ・ 新たに措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（調査区分③、④※）の保有が確認された機関

※調査区分③…措置済み状態でなく、損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの

調査区分④…措置済み状態でなく、損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの

(3) 対象建材

平成8年度以前に完成（改修工事も含む）した建築物に使用されている、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等。

3. 調査結果

(1) 使用実態調査の実施状況

平成29年10月1日時点の使用実態調査の未完了機関は以下のとおり。
なお、今回の結果の4機関については、今年度中に調査を完了する予定。

【調査結果】

調査区分	前回の結果 (平成28年10月1日時点)	今回の結果 (平成29年10月1日時点)	増減
使用実態 調査未完了 の機関数	5機関	4機関	▲1機関

(2) 対策状況フォローアップ調査の結果

平成29年10月1日時点の調査区分「④」の対策状況は以下のとおり。
なお、今回の結果の5機関については、使用禁止等の応急処置を実施済み。

【調査結果】

調査区分④	前回の結果 (平成28年10月1日時点)	今回の結果 (平成29年10月1日時点)	増減
石綿等の粉じんの飛散 により、ばく露のおそれの ある室等を保有する機関	11機関	5機関	▲6機関

○調査区分「④」について、前回の結果との変動内容は下記のとおり。

除去工事を実施(取壊しを含む)	▲5機関
封じ込め・囲い込み工事を実施	▲2機関
分析調査の徹底等により調査区分④でないことが判明	—
分析調査の徹底等により調査区分④であることが判明	1機関
その他の増減(用途変更、廃止)	—
計	▲6機関

4. 今後の対策について

- 本調査結果の通知文において、調査未完了の機関に対して使用実態調査の早期完了の徹底及び、ばく露のおそれのある室等を保有する機関に対して早急な対策工事の完了を要請。また、ばく露のおそれのない室等を保有する機関に対しても、利用者等に吹き付けアスベスト等の使用箇所を周知するとともに、表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うことを要請。
- 国公立小中学校等の対策工事のための補助を引き続き実施。
- 各種会議や研修会等で、適切なアスベスト対策について継続的に周知。

各調査結果の詳細は、別紙1～3参照

本調査結果の詳細(「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査 データ集」を含む)は、文部科学省ホームページに掲載 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/01/1399892.htm

学校施設等における吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査

(前回調査時における「調査区分③、④」のフォローアップ調査)

面積単位 : m²

機 関 区 分	全機関数	調査 未完了 機関数	平成28年10月1日時点									平成29年10月1日時点								
			措置済状態ではない室等を保有するもの									措置済状態ではない室等を保有するもの								
			損傷、劣化等による石綿等の粉じんの 飛散により、ばく露のおそれがない室等 を保有するもの(③)					損傷、劣化等による石綿等の粉じんの 飛散により、ばく露のおそれがある室等 を保有するもの(④)				損傷、劣化等による石綿等の粉じんの 飛散により、ばく露のおそれがない室等 を保有するもの(③)					損傷、劣化等による石綿等の粉じんの 飛散により、ばく露のおそれがある室等 を保有するもの(④)			
			機関数 (③-1) (総面積)	室数(③-2)		〔通路 部分 面積〕	機関数 (④-1) (総面積)	室数(④-2)		〔通路 部分 面積〕	機関数 (③-1) (総面積)	室数(③-2)		〔通路 部分 面積〕	機関数 (④-1) (総面積)	室数(④-2)		〔通路 部分 面積〕		
				日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			
1. 公立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中 学、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支 援学校)	38,311	0	486 (346,630)	2,440 (163,024)	1,000 (54,610)	－ (128,996)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	451 (325,325)	2,289 (152,981)	966 (52,694)	－ (119,650)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
2. 公立学校 (高等専門学校、大学（公立大学法人が設置する大学 附属の学校含む）)	109	0	3 (2,241)	10 (561)	9 (1,520)	－ (160)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	3 (2,152)	10 (561)	11 (1,591)	－ (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援セン ター、教員宿舎等)	18,223	0	16 (3,186)	52 (2,262)	5 (102)	－ (822)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	19 (4,697)	62 (2,684)	59 (1,360)	－ (653)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
4. 国立学校 (高等専門学校、大学（大学附属の学校を含む）、大 学共同利用機関)	141	0	21 (56,986)	2,374 (43,738)	81 (4,028)	－ (9,220)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	22 (58,487)	2,416 (45,802)	84 (4,220)	－ (8,465)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中 学、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支 援学校、高等専門学校、大学、専修学校（国公私 立）、各種学校（公私立）)	15,547	4	160 (146,042)	1,686 (83,551)	503 (32,583)	－ (29,908)	7 (2,256)	1 (123)	24 (1,941)	－ (192)	145 (155,032)	1,507 (88,065)	501 (34,906)	－ (32,061)	3 (1,860)	0 (0)	16 (1,660)	－ (200)		
6. 公立社会教育施設	21,994	0	127 (35,572)	152 (17,965)	98 (8,809)	－ (8,798)	4 (274)	0 (0)	3 (68)	－ (206)	119 (32,681)	145 (16,780)	93 (8,434)	－ (7,467)	2 (41)	0 (0)	2 (41)	－ (0)		
7. 公立社会体育施設	28,698	0	49 (49,165)	49 (32,740)	31 (5,632)	－ (10,793)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	56 (55,555)	56 (40,390)	38 (5,977)	－ (9,188)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,780	0	41 (31,343)	90 (15,368)	51 (9,730)	－ (6,245)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	40 (28,768)	75 (13,140)	53 (9,844)	－ (5,784)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利 用機関を除く)	23	0	5 (11,683)	197 (6,894)	127 (3,522)	－ (1,267)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	6 (6,502)	94 (4,225)	36 (1,597)	－ (680)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)		
計	126,826	4	908 (682,848)	7,050 (366,103)	1,905 (120,536)	－ (196,209)	11 (2,530)	1 (123)	27 (2,009)	－ (398)	861 (669,199)	6,654 (364,628)	1,841 (120,623)	－ (183,948)	5 (1,901)	0 (0)	18 (1,701)	－ (200)		

吹き付けアスベスト等使用実態調査の変動状況

(平成28年10月1日時点)

機関区分
1. 公立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)
2. 公立学校 (高等専門学校、大学(公立大学法人が設置する大学附属の学校を含む))
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員宿舎等)
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(大学附属の学校を含む)、大学共同利用機関)
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校(国公立)、各種学校(公私立))
6. 公立社会教育施設
7. 公立社会体育施設
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)
合計

調査未完了機関数
0
0
0
0
5
0
0
0
0
5

—

平成29年10月1日時点で調査が完了した機関数
0
0
0
0
1
0
0
0
0
1

=

(平成29年10月1日時点)

調査未完了機関数
0
0
0
0
4
0
0
0
0
4

調査区分「④」の変動状況

平成29年10月1日時点

(平成28年10月1日時点)

(平成29年10月1日時点)

機関区分
1. 公立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)
2. 公立学校 (高等専門学校、大学（公立大学法人が設置する大学附属の学校を含む）)
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員宿舎等)
4. 国立学校 (高等専門学校、大学（大学附属の学校を含む）、大学共同利用機関)
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校（国公私立）、各種学校（公私立）)
6. 公立社会教育施設
7. 公立社会体育施設
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)
合計

調査区分④の機関数
0
0
0
0
7
4
0
0
0
11

—

対策工事を実施		分析調査の徹底等により、調査区分④でないことが判明
除去	封じ込め・囲い込み	
4	1	
1	1	
5	2	0

+

分析調査の徹底等により、調査区分④であることが判明	経年劣化等により新たに判明
1	
1	0

=

調査区分④の機関数
0
0
0
0
3
2
0
0
0
5

「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」
（平成 17 年 11 月 29 日付け 17 文科施第 273 号）抜粋

アスベスト対策に関する留意事項

文部科学省においては、「学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査」の結果等を受け、この「アスベスト対策に関する留意事項」を取りまとめました。学校等の設置者におかれましては、これを参考として、アスベスト対策により一層努めるようお願いします。

1. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の④に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるものが確認された場合、まず、ばく露しないように部屋等を立ち入り禁止にすることなどが必要である。また、併せて、関係部局と連携しつつホームページ等での公表や関係者への説明を行う。

そのうえで、吹き付けアスベスト等の劣化、損傷の状態、当該施設の利用状況、代替施設の確保の可能性、対策工事の実施時期及び維持管理体制等を総合的に勘案して、関係部局と連携しつつ「除去」、「封じ込め」、「囲い込み」などの適切な工法を選択し対策工事を実施する。この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの、基層材との接着力が低下しているもの、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、「除去」を選択する。

2. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないものの場合であっても、児童、生徒及び学生等のボール遊びや、経年による劣化、損傷等によりアスベスト層が破損すると、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるなど、将来的に飛散する可能性がないとはいえない。このため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講じる。

3. 既に措置済状態にあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②に分類されるもの）の取扱いについて

既に「封じ込め」又は「囲い込み」により措置されているため、直ちに石綿等の粉じんが飛散することはないと考えられるが、将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。

アスベスト対策工事に係る文部科学省の 財政支援制度の概要

【公立学校】

1. 該当事業

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための施設整備工事」
（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

2. 対象施設

公立の幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

3. 国庫補助率

原則 1 / 3

※工事費が 400 万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

【私立学校】

1. 該当事業

- ・私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」（幼保連携型認定こども園以外）
- ・認定こども園施設整備交付金における「大規模修繕等」（幼保連携型認定こども園）
（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等）

※ 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に定める「石綿等」。

2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園、幼保連携型認定こども園

3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない

高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない

幼稚園… 1 / 3

※工事費が 400 万円以上の事業が対象（平成 30 年度末（予定）までは、事業費の下限は設けない）

幼保連携型認定こども園… 国 1 / 2、市町村 1 / 4

※工事費が 30 万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

これら以外に、他省庁の財政支援制度の活用も検討すること。

周知依頼一覧表

別表

周知元	調査対象機関（周知先）	備考
都道府県教育委員会	・ 公立幼稚園 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立幼保連携型認定こども園 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教職員宿舎、その他施設） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（共同調理場） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教育研修センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教育支援センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立高等専門学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立社会教育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立社会体育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立文化施設（文化会館） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立文化施設（文化財保存施設） （都道府県立、市区町村立）	
都道府県知事部局	・ 私立幼稚園 ※学校設置会社立の学校含む	
	・ 私立幼保連携型認定こども園 ※学校設置会社立の学校含む	
	・ 私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 ※学校設置会社立の学校含む	
	・ 専修学校（国公私立）、各種学校（公私立） ※国公立大学法人立、学校設置会社立の学校含む	

※周知元について、上記の整理と異なる都道府県がございましたら、
周知漏れがないよう、教育委員会と知事部局の間で、適切に調整願います。